

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコ乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りではない。

令和4年5月6日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

次の基点第1号、（イ）、（ロ）及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

（イ）基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

（ロ）基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)

